

第3回「税・社会保障制度の抜本改革」を考える 衆参全議員討論会

2011年2月22日（火）

【亀井】 定刻となりましたので、始めさせていただきたいと存じます。

今日は第3回となります『税・社会保障制度の抜本改革』を考える」衆参全議員によります討論会です。衆参全議員が七百数十名いるのに、今日は2名の出席、それも与党・野党1名ずつです。それぞれ代表していらしてはいますが、これは今後いろいろとまた皆さんに見ていただきたいと思っております。コーディネーターとしては、またおいおいこういった国会議員の参加が少ない現状についても問題提起していきたいと考えております。

今日から共催が1社増えましたが、すいません、まだ看板が間に合っておりません。株式会社日本総合研究所が共催になりました。ホームページ等々はすでに反映しておりますので、ごらんになっていただければと思いますが、日本総合研究所、そして、みずほ総合研究所、構想日本、PHP研究所、並びに東京財団、この5つの政策シンクタンク共催によります連続討論会です。税と社会保障制度の抜本改革をみんなで考えていこうという形でやらせていただいております。

まずはじめに、お手元に縦の文字で書いてある、こうした資料（第2回討論会概要）があると思いますが、こちらについてからお話させていただきます。これは私がまとめさせていただいた前回、第2回討論会の概要です。前回の議論、国会議員9名の方にご出席いただきました。やっぱり与野党の枠組みにこだわらずに、基本的な枠組みの合意をすることで、もはや時間はないんだと、こういう形で日本経団連さん、そして経済同友会さんからそれぞれ提言があったわけでございます。

これを踏まえて、いろんな論点についてお話があったわけでありましてけれども、中でも非常におもしろかったなと思うのは、年金については与野党の協議は始められるのではないかと。医療については、各党それぞれにいろんな考えがあって、むしろそれは二大政党制のもとでは、それぞれが案を出し合って、お互いがマニフェストに基づいて競い合うべきものだけれども、年金については、今現状要る金額もわかっているし、そして、国民の生活に密接にかかわっていることもわかるし、そういう意味では党派を超えた合意というものができるとは思えないか、こういった意見がそれぞれ各党、与野党から出されました。

これ以外には、今日も少しご議論させていただきたいなと思っているんですが、そもそも社会保障政策の定義、ここをどう考えるのか。いわゆる医療、介護、年金、ここら辺が3つの大きな項目が言われるわけでありましてけれども、これ以外にも、そもそも社会保障というものは政策としてもっとあるはずで、実際に現にされているものもあるんですけども、こういったところの本質的な定義というものをもっときちんとして、国民との認識の共通化だとか、こういったことをしていかなければいけないのではないかと、こういったご意見が出たわけでありまして。

他にも様々な議論がありましたけれども、それにしてもやっぱり、今日も冒頭に申し上げましたが、国会議員の参加が少ないよね、こういうお話もありまして、これはいる人に何度も言ってもあれなんですけれども、こういったところは世論の喚起も含めてやっていきたいなと考えておる次第であります。

本日は日本労働組合総連合会の副事務局長でいらっしゃいます逢見様、そしてまた、日本商工会議所理事・企画調査部長でいらっしゃいます高橋様においでいただいております。それぞれの参加されている労働組合の立場、あるいは、中小企業も含めた経済界の立場、それぞれからご意見をいただき、そしてまた、その後国会議員の皆さんの議論という形で展開してまいりたいと考えております。

それでは、まず最初に、日本商工会議所の高橋様から、15分程度でお話をいただければと存じます。高橋様、よろしく願いいたします。

【高橋】 日本商工会議所の高橋と申します。今日はよろしく願いいたします。こういう発表の機会を与えていただきまして、ほんとうに感謝申し上げます。

今日、お手元に私どものほうから3種類資料をお出ししております。A4横の「社会保障制度改革と税財源問題に関する日本商工会議所の意見骨子」というもの、A4縦4枚で「共通番号に関する意見」、それから、A3カラー刷りで「重要政策問題と商工会議所の考え」ということで、これは参考ということで、後でござんいただきたいと思っております。主に意見骨子という資料（A4横資料）でお話し申し上げたいと思っております。

日本商工会議所といたしましては、この社会保障制度改革の問題につきましては、実は平成20年にもある程度まとまった考えを述べておまして、その後、いろんな機会を通じましてPRにも努めてきたということでございます。今日のこの資料は、その基本的な考え方に基づいて、その後今日まで至るいろいろ修正点、変更点も多少加えたというものでございます。

商工会議所と言いますと、全国514都市にございまして、大きい都市から小さい都市まで、それから、会員制度、メンバーシップ制度でございまして、大手ももちろん東京ではいらっしゃいますけれども、中小都市においては中小零細企業、こういう133万人の会員ということになっております。

まず1ページ目からでございますが、総論的なお話から申し上げたいと思います。社会保障改革問題を考えるときに、我々としては将来の我が国のあるべき姿、ある面全体というよりは、あるべき姿を議論する必要があるのだろうと考えております。結論的に申し上げますと、将来における国のあるべき姿といたしましては、「公」には過度に依存しない、「自助と共助」の基本に立って、より活力ある経済・社会制度を構築するということが望ましい、これが基本的な考え方でございます。この観点に立ちまして、経済成長、あるいは持続可能な社会保障制度の再構築、こういったものが必要であろうと思います。具体的な指針に基づいた歳出全体の徹底的な見直し、あるいは財源の確保を図るための総合的な改革に取り組むべきであるというのが大筋でございます。

1ページ目にその総論の前提条件のようなものを書いてございますが、これはもう皆さんご存じのとおりでございまして、背景として危機的な財政状況ということ、それから、待ったなしの社会保障制度改革ということでございますけれども、いろんな調査におきまして将来的な不安というのがあるということでございます、これを解決していく必要があらうということです。

2ページ目でございまして、社会保障制度の再構築という場合におきまして、いろんな観点を考える必要があらうかと思いますが、国と地方との役割分担、あるいは各種財政支出の優先順位、財政健全化等を総合的にパッケージとしてとらえて改革を考えるべきではないかということ。それから、中長期的な歳出の見通しを明らかにして、その上で税制の抜本改革を進め、それから必要な歳入を確保することが必要ではないかと思われま。国民にさらなる負担増を求める場合、これは想定されますけれども、我々といたしまして、各地方、地域地域からの強い会員からの声がございまして、国会議員の定数削減、あるいは公務員制度改革、案としては既にあるわけでございますけれども、こうした改革の中において徹底した行財政改革を行うべきではないかということ。国民が負担増を受け入れる前に、まず政府自身、先生方自身、身を切る姿勢を具体的に示して、かつ同時に実行すべきではないか。並立として、併行してやるべきではないかということでございます。それから、負担増を求めるタイミング、あるいは経済運営にも万全を期す必要が

あるのではないかと思います。財政健全化を考える以上、社会保障の国民負担率の増加につきましても、ある程度やむを得ないと考えております。ただし、税と保険料のバランスを考えて、国民負担の水準は慎重に検討すべきではないかと考えております。

3 ページ目でございますけれども、こういった改革の前提といたしまして、共通番号制度の問題でございます。先月には基本方針が閣議決定されておりますけれども、歳出全体の徹底的な見直しと税財源の確保を前提とした総合的な改革を図るためには、不可欠な社会的インフラであると考えております。早期の導入が必要であろうと。我々といたしましては、別添でその意見書を添付しておりますけれども、この1月に意見書をまとめて出しております。この意見書の中では、住民票コードを共通番号として利用する、あるいは、共通番号記載の義務づけの範囲、共通番号にひもづけされた状況を利活用できる場合、これらの場合はプライバシー保護の観点から、法令で定めるということを要望しております。なかなか基本的なところで国民にわかりにくい事項もございますので、ぜひこの辺もご検討いただきたいということでございます。きめ細やかで、漏れがなくて、簡素簡便な社会保障制度の構築のためにも、ぜひ必要なことではないかと思います。

4 ページ目に社会保障のそれぞれの話でございますけれども、まず第1に、先ほどの繰り返しでございますが、「自助と共助」を基本とした社会保障制度の再構築ということを求めたいと思います。社会保障制度改革に当たりましては、持続可能な年金、医療、介護の一体的な改革が必要でございます。その際に、「公」に過度に依存することなく、個々人の自立を重視した経済・社会制度を構築する、こういった観点を踏まえまして、「自助と共助」をベースとした現行の社会保険方式を原則として、不足部分が生じた場合は公費負担で補う、こういう考え方を堅持すべきではないかと思います。「自助と共助」、ここで言う言葉の意味でございますけれども、我々といたしましては、みずからが努力して自立すること、それから、自立を支えるために保険料を支払い、それから助け合う、こういうことを意味するのではないかと思います。

ただし、増え続ける社会保障給付費を現役世代と企業に過度に負担を求め続けるというのは、もはや限界ではないかと思います。現役世代と高齢者の人口構成がほぼ正確に把握でき、少子化対策の効果がある程度見通せる30年程度を見据えまして、給付と負担のバランスを再検討すべきではないかと思います。例えば、この中では、基礎年金の給付に充てるためには、人口構成の見通しに応じまして、基礎年金部分の積立金をある程度取り崩すということも検討したらよろしいのではないかとこのように考えます。

次のページで、年金の問題でございますが、すべての国民が現役時代に保険料を拠出する社会保険方式を基本として、足りない部分を公費負担で補うという現行の考え方を将来にわたり維持すべきであろうと思っております。厚生年金・共済年金の比例報酬部分、これは現状の枠組みのまま保険料により給付を賄うという仕組み、基礎年金部分は、最低保障的な要素が強いということございまして、財源の2分の1を国庫負担とし、保険料納付を義務づける現行の社会保険方式の枠組みは堅持すべきだというふうに考えております。あわせて、将来的な、2年程度の年金受給開始年齢の引き上げ、あるいは高額所得者に対する基礎年金の減額措置、こういった給付抑制のための具体的なアプローチも行うべきではないかと考えております。ただし、年金支給年齢の引き上げにつきましては、高齢者の就業と雇用を促す何らかの対策をあわせて講じる必要があります。就業できない高齢者についても対応できるよう、年金受給を選択できるなどの措置を講ずべきではないかと思っております。

「無年金問題」の解消の問題でございますけれども、最低加入年数を25年から10年に短縮、保険料の未納期間については、満額の2分の1を限度に支給することで、最低保障機能を持たせることが必要ではないかと思っております。ただし、故意の未加入者の対応につきましては、限度があるのではないかと思っております。

それから、若い世代に対しては、自助意識の醸成も必要ではないかと考えます。それから、未加入問題の解決につきましても、共通番号制度は早期に導入すべきではないかと思っております。この制度によりまして、保険の加入・未加入の確認、あるいは所得捕捉や所得金額に応じた給付の制限にも活用できるのではないかと思っております。

年金一元化につきましては、まずどのような問題を解決するのか、何のために統一する必要があるのか、これを明らかにすべきではないかと思っております。一元化のメリット、これがもう一つよくわからない。あるいは、移行手続きや移行期間、これは十分検討する必要があるのではないか。年金加入者や企業の負担と給付の具体的水準をまずは示して、検討すべきではないかと思っております。

次に、6ページに、医療・介護の問題でございますが、医療・介護の分野につきましても、年金を上回る伸びが予想されております。医療・介護を支えるために、現役世代の保険料から支援金を拠出するのは限界があります。高齢者の窓口負担を大幅に増やすことも難しいということもございまして、医療・介護に公費負担の優先度を与える必要があるのではないかと思っております。それから、例えば保険料の増加が予想される場合には、公費負担を

増加させることもやむを得ない、こういう考えでございます。こうした観点から、商工会議所におきましては、これは別個に協会けんぽの問題がございますけれども、協会けんぽの国庫補助率を本則上限の20%にするということを国に対して要望し続けております。

一方、医療・介護につきましては、最も効率化の余地が大きい分野ではないかとも言われております。医療は包括払い方式の検討、後発医薬品の使用促進、保険者機能の強化、IT化の推進といった競争促進等によりまして効率化を進め、医療給付の抑制を図るべきではないかと思っております。医師不足対策、ニーズに合ったサービスの提供など、質の向上や機能強化も一方で必要であろうと思っております。

高齢者医療につきまして、75以上の後期高齢者を特別視した現行制度のあり方を改めるべきではないかと思っております。一方で、70～74歳の患者の1割負担、これは本則2割でございますけれども、本則2割にするなど、医療費抑制のための負担のあり方も再検討すべきではないかと考えております。

次に、7ページでございますが、現物給付に重点を置いた少子化対策ということで、少子化対策、いろいろご議論ありますけれども、限られた財源の中で、諸外国に比べて水準が低い現物給付、これに重点を置くべきではないかと思っております。現物給付は、確実に子どものために使われるということ、あるいは、保育所の基盤整備によりまして、待機児童問題を解決できるということなど、必要な部分に効果的に確実に給付を行うことができるのではないかと考えております。

「子ども手当」の財源につきましては、現在のように厚生年金に上乗せして事業主のみが負担している仕組みがございますけれども、これはいかにも不公平ではないかと考えております。財源はすべて税として、現物給付が充実した段階での給付水準の見直し、あるいは、子育てをすることが経済的に苦しい家庭に対して支援するために、所得制限も検討に値するのではないかと考えております。

8ページ目でございますが、税の問題も述べさせていただきます。現役世代や企業に大きく依存した税・社会保険料体系の維持につきましては、先ほど来、限界が来ているということをお知らせしました。歳入増を図るためには、経済の活力強化による税収を上げることが不可欠ということでございます。税体系の見直しで国際競争力を強化するというのが第一でございます。税制抜本改革につきましては、以下のような点に留意いたしまして、総合的にバランスのとれた税制の構築を目指すべきではないかと思っております。

1つは、直間比率を見直し、法人実効税率、中小法人の軽減税率のさらなる引き下げを

図るということ。それから、その際には、国税のみならず地方税もあわせて見直すべきではないかと思えます。

それから、第2点として、危機的な財政状況、社会保障給付費の伸びを考えますと、行財政改革を進める一方で、消費税を引き上げざるを得ないと考えております。ただし、引き上げのタイミングや導入の仕組みにつきましては、十分な検討が必要ではないかと思えます。税率につきましては、持続可能な社会保障制度の再構築、あるいは行財政改革による歳出削減のめどなど、中長期的な歳出の見通しを明らかにした上で、税体系全体の中で議論されるものと考えております。先に税率が出るというのがいかなるものかと思えます。

それから、3つ目でございますけれども、消費税を引き上げるといふ場合でございますけれども、複数税率につきましては導入すべきではないという考え方でございます。複数税率につきましては、対象範囲の確定が難しい、食品とそれ以外のセット販売などもあって現場で混乱が相当予想され、懸念されております。これは問題が多いということございまして、これは英国など、あるいはEUでも指摘されているところと伺っております。価格転嫁をいかに円滑にできるようにするかということも、重要なポイントでございます。また、逆進性対策について、まずは、社会保障給付などの歳出面で対応すべきではないかと考えております。

以上、我々といたしまして、現在までの社会保障制度改革と財源問題に関しての意見を申し述べさせていただきました。よろしく申し上げます。

【亀井】 ありがとうございます。

続きまして、日本労働組合総連合会副事務局長でいらっしゃいます逢見様、よろしくお願いたします。

【逢見】 連合副事務局長の逢見です。どうぞよろしく申し上げます。

お手元に資料として、縦長でカラーのものがありません。「安心社会の基盤、全世代を支える持続可能な社会保障と『公平・連帯・納得』の税制改革」というタイトルがついているものでございます。これは頭のところに組織討議用「説明資料」というふうになっておりますが、現在、連合で組織討議に入ったばかりのものでございまして、したがって、これはまだ連合で機関として決定したというものではありません。約1年かけてプロジェクトをつくって、案をまとめてまいりましたけれども、ちょうど政府で社会保障と税の一体改革の議論が時期を同じくして始まったということもありまして、組織討議中ではあるけれども、組織外といえますか、対外的なものに対しても提起して、国民的な議論の一助にし

たい、こういう視点でお配りしているものでございます。本冊そのものは別にあるんですが、今日は説明資料の中でやらせていただきたいと思います。

目次は読んでいただくとして、次の2ページ目のスライド3、4のところに位置づけが書いてありますが、理念的なことを簡単に申し上げますと、2つ目の○にあるように、積極的な社会保障政策と雇用政策の連携、社会保障制度の維持・強化のための安定財源の確保を通じ、社会を支える中間層の再生と経済社会の「好循環」を取り戻すということで、好循環のイメージは、7ページのスライド14のところに、積極的社会保障政策との関係を図にしておりますが、新成長戦略によって経済成長を図る、そして、そこに積極的社会保障政策を入れることによって、サービスニーズと世帯所得の拡大、そして女性の就労率を高めていくということで、雇用機会が生まれていき、デフレを脱却して、就業率の向上と経済成長をつなげていこう、こういうイメージであります。

もとに戻って、2ページの3つ目の○ですが、人生後半期に「偏重」した社会保障制度から、「人生前半期」の子どもや若者のニーズに能動的に対応する「全世代型」の社会保障体系、このイメージは7ページのスライド13、上のところですが、これは国民一人の人生を描いたものではなくて、現時点で行われている社会保障制度を年齢別に区分けしてみるとこういうふうになっているということなんですが、財源的には、右側にある高齢期の後期高齢者医療、そして介護、それから年金の部分、ここに公費がかなり充当されております。それに比べて、若年期のところの子どもの部分、就学前あるいは就学期の子どもに対する手当が、現物給付、現金給付含めて非常に手薄である。ここは将来の社会保障の支え手になる部分で、少子化あるいは人口減少という問題が起こってきている中で、この支え手のところにしっかりと社会保障の手を打つ必要がある。それを「全世代型」というふうに呼んでおります。

それから、「給付と負担」についての将来推計を行って、安定財源を確保した税制体系を提起したいということでもあります。

スライドの3ページに現状と課題がありますが、ポイントだけ紹介させていただきますと、4ページに貧困率の問題が出ています。相対的貧困率が国際的に見ても非常に高くなっているという問題。それから、税と社会保障の再分配効果が非常に弱くなっているという問題。それから、ご承知と思いますが、国の税財政、歳出と歳入との乖離が拡大しているという問題。それから、5ページは飛ばしまして、6ページの上段では、正規雇用が減少し、非正規雇用が増えてきている中で、国民年金保険料の納付率が低下しているとか、

国民健康保険の保険料滞納世帯の推移とか、いわゆる国民皆年金・皆保険という現状がかなりほころびが出てきているという問題であります。

その下に、機能不全に陥った社会的セーフティネットというのがあって、第1のネットは雇用のネットでありまして、ここで仮に失業しても失業給付が受けられるというのがあるんですが、これが正規が非正規になっていくことによって、実は雇用ネットでカバーしきれない層が増えてきているという問題があります。そういう人たちが、今の部分で言うと、第2のセーフティネットが不十分なために、最後の生活保護まで行ってしまうという問題があります。実はその下に司法ネットというのがあるんですが、刑務所が最後のセーフティネットになっているのではないかという問題意識があって、トランポリンのように、一たん最初のネットに引っかからなくても、次のネットで上に上げていけるような仕組み、そういう意味では、第2のネットが重要だというふうに思っております。

問題点、課題は以上のようなところでございまして、8ページ以降に社会保障税制改革のビジョンが載っておりますが、一言で言うと、9ページの17のスライドにありますように、雇用を中心に据えて、そして教育、特に若者が教育の場から社会に入っていくときの教育と働くことをつなぐかけ橋。それから家族で、育児とか介護とか結婚とか、いろいろな家族で出てくる雇用を継続することを困難にするような課題について、働くことが継続できるような仕組みづくり。それから、橋のⅢは真ん中のところですが、正規と非正規の格差をできるだけ少なくしていくことによって、働き方が本人が選択できるように、働き方の選択によって社会保障などの給付の仕組みが変わらないようにする。それから、橋のⅣは、失業したときには、就労につながるようなトランポリン効果のある社会保障制度。そして、右端の橋のⅤは、就労を終えて退職した場合の橋渡し、生涯現役社会をつくっていくというような橋渡しが必要だということで、それを支える社会保障が必要だということが9ページの下の方にございます。

10ページには、連合の「新21世紀社会保障ビジョン」のポイントが書いてございますが、特に積極的社会保障政策として、11ページの上の21番のスライドにありますように、現在はセーフティネットが待ちのセーフティネット、つまり、相手が相談に窓口まで来ないと、こういうものがありますよという性質が説明できない。これを就労を軸としたトランポリン型に持っていくことによって、パーソナルサポートとあわせながら、困っている人たちに、こういうメニューで就労に結びつけていこうということを積極的にアプローチしていく。それから、救貧型の社会保障ではなくて、能動的な自立支援型の社会保

障にしていく。それから、縦割りの社会保障サービスではなくて、総合的・包括的システムに持っていく。それから、保護を客体化するのではなくて、当事者——社会保障のいろんな利用者があるわけですが、こういう人たちを尊重する参加型の社会保障に持っていく。それから、先ほど述べた高齢期偏重ではなくて、全世代支援型の社会保障へ持っていくということでもあります。その推進のための5つの重点戦略等は、11ページの下の段に入れてございます。

次に各論でございますが、7つほどのメニューを社会保障の中に入れております。

1つは、子ども・子育てです。これについては、縦割りの弊害というのが起こってしまっていて、これを利用者のサイドに立った切れ目のない保障を行うということで、私どもは「子育て基金」というのを提案しております。現在、国が拠出しているもの、地方が拠出しているもの、事業者が拠出しているもの、個人が拠出しているものがありますが、こういったものを一つの財布にして、そこから現物給付、それから現金給付のバランスをとりながら、子ども・子育て世帯に分配していく。そこに当事者も参加していくというようなイメージの基金であります。

それから、社会的セーフティネット、13ページですが、これは先ほど示したような三層構造によるセーフティネットをつくるべきだと。第1層については、雇用・社会保険のネットとして、ここでは、パートも含めて社会・労働保険を完全に適用するということと、ワークルールの確立によって、非正規の人たちが不利な条件で働くことがないようにしていくということが必要だと思います。第2のネットは、求職者支援ということで、これは今国会に求職者支援法が提起されることになっておりますが、職業訓練とその間の生活費の保障をセットにしてやることによって、例えば、第1のネットで失業給付の期間が終わってしまった、しかし、まだ次の再就職に結びついていないという人を、訓練を経て求職者支援制度のもとで新しい雇用につなげていくという、第3ネットに行く前にこうした制度をつくっていく必要があるというのが、第2のネットであります。第3のネットは、生活保障のネットでありまして、やむを得ず第2のネットからこぼれ落ちる人に対して、最低限度の生活を営むための最後の福祉の砦であるというふうに位置づけております。

それから、年金制度、14ページですが、基本的には年金の支給開始年齢は65歳を堅持する。これは今、厚生年金は段階的に65歳に移行する形になっています。最終型は2025年までかかります。少なくとも2025年までは、この支給開始年齢は65歳というのは堅持すべきだと。それから、標準的な年金水準は所得代替率50%を維持するとい

うことで、２段階で改革することを考えております。

まず第１段階では、すべての雇用労働者が原則被用者年金に加入する。実は現在、本来ならば厚生年金に入らなければいけない人が、国民年金に入っているというケースもあるわけですね。これをまず被用者年金に入ってもらおう。そして、厚生年金と公務員が入っている共済年金を一元化する。そして、基礎年金は全額税方式化する。我々は既にこれは以前から、２分の１は一般財源、これはもう既に２００９年から２分の１国庫負担が入っているわけですが、まだ安定的な財源は確保されておりませんが、これは一般財源でやる。残りの２分の１を社会保障目的税——消費税とイコールと考えていいと思いますが、これに充てる。基礎年金の給付水準は月額７万円程度。それで、一定以上の年収世帯については、基礎年金の払い戻し、いわゆるクローバックを入れるというものであります。所得比例年金の労使負担割合は、労働者４５、使用者５５にする。これは、使用者の負担割合を増やすという意味は、基礎年金を全額税方式化することによって、そこに充当する、今入っている事業主負担部分がなくなるわけですから、これを所得比例のほうに充てるべきだということでありませぬ。

それを経た上で、第２段階では、自営業者の所得比例年金を創設する。この場合、国民年金にいる人たちがそのままということではなくて、第１段階では、本来被用者年金に入らなければいけない人たちは国民年金から厚生年金に移っているわけですから、本来の自営業者のみが残るわけですね。そういう人たちの所得比例年金をつくる。それから、基礎年金を最低保障年金に転換して、所得比例年金を補完するものとして位置づける。それから、最低保障年金の給付水準は月額７万円程度とする。新年金への移行に当たっては、給付制度による受給権保護は尊重するというので、第２段階では、最終的に、１４ページの一番下の図にありますように、所得比例年金がベースにあって、その上にそれを補完する最低保障年金ができてくるというイメージ図であります。

次が、１５ページ、医療保障であります。これは社会保障国民会議等の議論、知見も踏まえて、医療と介護の切れ目のない連携、そして患者本位の医療の提供、保険者機能の発揮、それから高齢者医療費（７０歳以上）の公費の負担の５割引き上げ、現役や乳幼児の窓口負担の軽減等を挙げております。医療・介護・福祉の連携のイメージ図を１５ページの下の方に挙げておりますが、市町村レベルでは、地域包括支援センターを中心に、医療と介護、福祉の部分が連携できるようにしていく。それから、人口２０～３０万人のレベルでの医療体制、都道府県レベルでの医療体制ということで、最終的には、高度な医療

についてはナショナルセンターで、そして都道府県レベルの特定機能病院で担っていくということで、医療の提供体制の連携とそれぞれの役割分担ということを出しております。

5番目が、高齢者福祉であります。これは「地域包括ケアシステム」というものをつくっていかうということで、住み慣れた地域で安心して生活するためのシステムということであります。そのイメージ図は、16ページの下の図にあります。こうした地域包括ケアシステムというものをつくって、いわゆる地域における見守りという機能を大事にしていきたいと思っております。

次が、障がい者施策です。これは17ページですが、現在、法定雇用率の中で障がい者を雇うということを企業に義務づけているんですが、一般就労はどうしても軽度障害の方に行って、なかなか重度の方が一般就労の道に入るとというのが困難ということがあります。こうした重度の方は、福祉的就労という形で、例えば作業所とか授産施設に入っているわけですが、ここは最低賃金の適用もなく、月額2万円程度の賃金しかもらえない。この入所のためにかかる費用を差し引くと、実はマイナスになってしまっているというケースもあって、こうした福祉的就労のレベルと一般就労のレベルに大分差がある。ここで大阪府箕面市の社会的雇用モデルというのを参考に掲げておりますが、中間的な就労の場として、「社会的雇用」というものをつくってはどうかということを提起しております。

次が、居住保障。従来、社会保障の中で居住の権利というものが確立されていなかった。したがって、ホームレスの方がいても、これを居住の権利としてなかなか施策が確立していないということが問題だったのではないかと思います。そういう意味で、「住宅セーフティネット」というものを確立して、これは現物給付と現金給付それぞれあると思いますが、そうしたものを制度としてつくっていく必要があるだろうということでもあります。

以上7つが、社会保障がカバーすべき分野というふうに考えておまして、こうした積極的社会保障政策を推進していく上で、労働組合も一定の役割を果たしていきたいと思っております。

最後に、税のほうは省きまして、「給付の負担」の将来推計ということで、26ページの下に、我々の今説明した「新社会保障ビジョン」でどのぐらいの社会保障給付費がかかるかというものでございますが、大体165兆円というふうに見ております。これで内訳は、年金に64兆円、医療に57.5兆円、福祉に40兆円ということでございます。これを社会保険料と公費でどのように負担をするかというのがBのところですが、全体で163兆円の社会保障負担を、社会保険料で83.7兆円、公費で79.5兆円というふうに考えて

おります。その場合の国民負担率をどう見るかということなのですが、国民負担率を対GDP比で見ますと、下のFのところ、2025年時点の国内総生産、GDPを623兆円というふうに見ますと、国民負担率の対GDP比は40.9%になります。

これを国際的に見ると、次のページの53番の図でございます。現在、日本は2010年時点で高齢化率21.5%、国民負担の対GDP比27.6であります。これが2025年時点では30.5%ぐらいに高齢化率がなっていく。そのときの40.9という対GDP比の国民負担率は、ドイツが39.4であります。ドイツよりも1ポイントぐらい高い。これはアメリカ、イギリス、カナダよりは高いけれども、しかし、北欧のデンマーク、スウェーデン、あるいはフランスなどよりは低いというレベルであります。30.5%という高齢化率を考えると、やはり欧米の諸外国と比較して、40%程度の国民負担というのは、やはり我々も社会保障の機能強化というためには必要なのではないかと考えております。

以上が私どもの考え方でございます。ご清聴ありがとうございました。

【亀井】 ありがとうございます。

現在、国会議員の方はお二人でございます。今日は9名来られると事前の申し込みがあったんですけど、こういうことでございますので、議論を始めさせていただきたいと思っております。

それでは、それぞれ国会議員の方々からご質問あるいはご意見等いただければと思いますが、いかがでしょうか。では、階さんから。

【階】 衆議院議員の階でございます。ありがとうございました。

支給開始年齢についてなんですけれども、商工会議所さんは2歳遅らせるというような記述がございました。その根拠。

それから、連合さんは、堅持すべきだとおっしゃっていますけれども、これから寿命も延びてきて、現役の期間ももう少し長くてもいいのではないかという議論もありますけれども、そのあたりについてのお考えをまずお聞かせ願えますか。

【亀井】 それぞれ、日商さん、そして連合さん、お願いします。

【高橋】 支給開始年齢につきましては、私どもとしては、将来的にという条件を一応つけております。根拠ということになりますと、これは皆さんご存じのとおりでございますけれども、国際的に67とか、そういう水準が多いことになっておりまして、そのぐらいまでは可能ではないかと。ただ、将来的にという条件と、あくまでも社会保険方式を残すということで、そのために必要な措置というふうに考えております。

以上でございます。

【亀井】 逢見さん。

【逢見】 私どもの「新21世紀社会保障ビジョン」は、2025年を射程に入れております。したがって、2025年までの姿を描いているわけですが、その時点では、年金の支給開始年齢は65歳を堅持すると。これは先ほど言いましたけれども、現在、65歳までの移行期でありまして、所得比例の部分と基礎年金の部分が完全に65歳に移行するのは2025年になります。既にそういうスケジュールで動いているわけで、これを例えば前倒して、67とか70とかいうことは、やはり今もう既にそういうことで制度設計が始まっている中で、混乱を来すことになるということ、それから、雇用と年金支給開始年齢は接続すべきだというふうに思っておりまして、現在は65歳までの雇用に向けていろんな施策が講じられている最中でありまして、そういう意味でも、それをさらにゴールがこの時点で65歳を超えて先に行くということは、雇用と年金支給開始年齢の接続がうまくいかないという懸念がございますので、2025年まではこの形でいくべきだろうと思っております。

【亀井】 ありがとうございます。

ほかに、河野さん、いかがでしょう。

【河野】 ありがとうございます。衆議院議員の河野太郎でございます。

商工会議所のプレゼンテーションの中で、幾つか矛盾しているのではないかと思うところがあるものですから、ご説明をいただければと思うんですが。

4ページに、現行の社会保険方式を原則としながらというのがございます。これはどういう理由で社会保険方式を原則とするというのが、正直、よくわかりません。社会保障の目的があって、それに一番しっかり照らし合わせて、何がいいのかというのを考えなければいけないんだと思うんです。

と言いますのも、まずその次のポツで、現役世代及び企業に負担を求めていくことは限界だ、まさしくそのとおりだと思います。年金は保険料方式でやる限り、保険料を負担する現役と年金をもらう卒業した世代というふうに、これは分かれていますので、現役に負担を求めていくのが限界ならば、むしろ早目に税方式に転換をせざるを得ない。同様に、賦課方式でやるのも、これは相当無理があると思います。

次の5ページ目に、比例報酬部分は現状の枠組みのまま保険料により給付を賄うものとし、これ、最初の1ページ目に、2025年には高齢者1人に対して現役世代が1.8人ま

で減りますというプレゼンがございました。そうすると、現状の枠組みのまま比例報酬部分を賦課方式で残していけば、これは相当きつい保険料負担になるか、あるいは年金給付を減らさない限り、制度的にはもちません。このままいけば、むしろ何らかの形で意図的にこの枠組みから逃げ出そうとする人が増えるんだろうと思います。ですから、現役世代に保険料を抛出するならば、これは積立方式に転換をしていくというふうに枠組みを変えるなら、これは2階部分はわかりますが、現状の枠組みのまま賦課方式で保険料で給付を賄うというのは、どういうねらいなのかというのが、正直、よくわかりません。

それから、その次のポツで、無年金問題の解消を図るのに、25年の最低加入年数を例えば10年に短縮するとございますが、40年で6万6,600円の基礎年金を10年に短縮すると、1万6,500円です。月々1万6,500円の年金を払っているから無年金ではないというのは、これは無年金問題の解決にはなりません。無年金問題の解決というのは、必要最低限の年金をいかに保障するかというのが無年金問題の解決であって、未納期間は半額ですよと言って3万3,300円をお支払いをしても、これは無年金問題の解決にはなりません。無年金問題の解決の定義が間違っているのではないかと。逆に言うと、故意の未加入は対象としないとおっしゃいましたけれども、故意の未加入を対象としなければ、これは当然生活保護になります。6万6,000円を出さないかわりに生活保護を出しますという、現行制度では10万円でできます。生活保護の上限を合わせて6万6,600円にするという考え方もあるかもしれませんが、それなら年金で一括出したほうが、行政コストは安くなります。この無年金問題の解決にはなかなか結びつかないのではないかと。

それから、6ページ目、生命・健康に係ることから医療費・介護は国民の関心が高い。これはそのとおりかもしれません。それならば、むしろ保険料をきちっと腹ってくださいねというほうが適切なのではないかと。年金も、必要な金額は、これ、出さなきゃいけません。年金を出さなければ、無年金になった方、あるいは必要な年金をもらえない方は生活保護になりますから、年金も公費をきちっと入れて、必要な金額は出さなきゃいけません。医療のほうも、介護のほうも、必要な金額は出さなきゃいけないんです。そうすると、年金と医療・介護の中で、公費負担の優先度を考えるということが現実にはできるのか。それは出さなきゃいけない人に出しませんと言っているのにすぎないわけで、年金と医療・介護、社会保障の中で、必要な金額は必要な金額を出さなきゃいけません。医療・介護は効率化の余地が大きいと言うならば、むしろその部分は保険料なり窓口負担を大きくして効率的にやってくださいというインセンティブを、むしろ医療・介護のほうが大きくすべきで

あって、医療・介護にむしろ公費負担の優先度を与えるという議論そのものが、私はナンセンスではないかと思えます。

それから、3つ目のポツで、75歳以上の高齢者を特別視することを改めるとありますが、これは年齢が高くなるに従って医療費がかかっていきます。現役世代と比べて、65歳以上の方は、平均して5倍の医療費がかかります。75歳以上は、9倍の医療費がかかります。これは現実であります。そうすると、医療費が余計かかる人をどうサポートしていくのか。全員自費でやってくださいというのは成り立ちません。そうすると、年齢である程度区切って、ここの世代はこういうふうにサポートをする、この世代はこういうふうにする、これをやらざるを得ないのではないかと。特別視しない。例の後期高齢者医療制度、姨捨山と言って問題になりましたが、じゃ、ほかに何かいい制度があるか。年齢が高くなればそれだけ医療費がかかるわけですから、そこをきちっとサポートする仕組みは、いずれにしろつくらなければいけない。そうすると、別にこれは75でなくて、70でも構いません。85でも構いません。しかし、何らかの形で世代で切って、そこをどうサポートするかという制度を入れざるを得ないのではないかと思います、どうなんでしょうか。

【亀井】 すいません、河野さんのお話がそれぞれ長かったので、今の河野さんの質問を整理すると、1つ目は、現行の年金制度の現役負担が拡大していくだとか、あるいは少子高齢化が進んでいくだとか、そういう中で、社会保険方式を堅持するというのは、その理由はどういうことでしょうかというのが1点目。

2点目は、最低加入年数を現行25年から10年に短縮するというの、その根拠はどういうことなんでしょうか、あるいは、どういうことをねらっているのでしょうかというのが2点目。

それから、3点目が、医療・介護に公費負担の優先度を与えると言いますが、それはなぜでしょうか、そのねらいと理由を教えてください。

それから、4点目は、75歳以上の高齢者を特別視することを改めるとするのは、どういう意図があるのか、そういったところを教えてくださいということです。

よろしくお願いします。

【高橋】 1つ、社会保険方式を堅持するという考え方でございますけれども、これは先ほどお話し申し上げたとおりでございますけれども、大きく、やはり自助と共助という考え方、これは今まで現行制度、これが社会保険方式ということで、一応裏づけとなってきたということでございまして、我々としては、公への依存度というのをできるだけ避け

ると。ただ、それではなかなか将来的に成り立たんというところも、先ほど申し上げたとおりでございますので、不足するところについては、何らかの公的な負担を立てることになるのかと思います。その立て方は、ある意味、消費税とか、そういった考え方でやらざるを得ないということ。一方で、できるだけ支出、歳出の抑制についても図る必要があるということで、これは3分野にわたりまして、それぞれ幾つか指摘したとおりでございます。

それから、無年金・低年金問題でございますけれども、我々として、これも多分いろんな考え方があるんでしょうけれども、いずれにしましても、負担と給付のバランスの中で総合的に考えていかなければいかんというふうに思います。今でも経済的に厳しいという場合には、減免制度があるわけでございますので、これらの活用という問題もあるかと思えます。それから、未納者の問題、これもいろんな見方があると思いますが、経済的余裕ができた場合、後納の問題もいろいろ制度的に改善余地があるのかなと思っております。

それから……。

【亀井】 医療・介護について。

【高橋】 医療・介護につきましては、いろんな国民の声といましようか、そういったところから、やはり命にかかわるといところがより切実ではないかという声を聞いております。したがって、限られた財政の中でどちらを優先するのか、これはいろいろ見方がございますでしょうけれども、医療・介護ということで、優先度を与えたらどうかということでございます。それから、さらに、伸び率としましても、医療・介護の給付の伸びというのが非常に高いということも指摘されておりますので、見通されておりますので、こちらに検討の余地があるのではないかと思います。

それから……。

【亀井】 最後、75歳以上の高齢者を特別視するのを改める。

【高橋】 高齢者の特別視というのは、要するに、枠組みとしては、現行の考え方でもろしいのかなということでございます。ただ、我々として、今まで75歳以上ということで、いろんな意味で非常に不快感を持ったお年寄りとか、そういうところがいらっしゃいますので、こういうところはやはり是正するべきだろうと。ただ、枠組みとしては、そんなに現行を変更する必要もないというふうに考えております。ただ、これも、さっきも指摘しておりますけれども、患者負担、これらの問題につきましては、給付と負担のバランスからしまして、本則に戻して、1割から2割というところは必要な事項かなというふう

に考えております。

【亀井】 ありがとうございます。

今の4点、実は大変興味深い論点なので、それぞれ、もしよろしければご意見をいただきたいんですが、逢見さん、この4点について、もしご意見あれば、いただければと思います。

【逢見】 非常に重要な論点を提起されていると思います。

まず、社会保険方式、年金というふうに限ってみますと、年金を賦課方式という社会保険方式で維持するということは、やっぱり持続可能性として非常に危惧されるというか、今の若い人たちは、賦課方式でいけば、将来自分たちの年金が保障されるとは限らない、非常に危機感を抱くことになると思います。そういう意味では、持続可能性という点では、賦課方式は将来的には難しいというふうに思っております。

じゃ、積立方式でいけるかというのと、これは新制度への移行について非常にコストと期間がかかるということで、我々は、そこは基礎年金部分は税方式に移行していくことによって、この問題を解決していくのがいいのではないかと考えております。ただ、これについても移行期間はやはりかかりまして、40年ぐらいは必要なんだろうというふうに思っております。

それから、無年金の問題なんですが、我々も、現在、現行制度の中で最低加入年数の短縮ということは必要なんだろうと考えております。ただ、それがそのまま満額受け取れるかというのと、これをやると正直者がばかを見るというか、まじめに払い続けた人たちと払わずにいた人たちが同じでいいのかという問題があって、そこが難しいところなんです。だからといって、じゃ、2万円、3万円の年金で無年金問題が解決したとは思えない。最終的には最低保障年金という姿を描いていますので、最終型としてはこの問題も解決できるんだろうと思いますが、ただ、移行期間の中でこの無年金問題をどうするかというのは、大きな課題であります。これを年金財源でカバーすべきなのか、それとも税でカバーすべきなのか。我々は年金財源を使うべきだろうというふうに思っていますが、ここは中でもいろんな意見があるところです。

それから、医療については、75歳以上、現在の後期高齢者医療制度というのは、保険集団としては一番リスクの高い人たちが一つの集団にあるというのは、保険とは言えない。我々は突き抜け方式というふうに言っております、現在被用者の医療保険に入っている人たちは、退職後もそのまま被用者保険の枠の中でカバーすべきだろうと。現在、働いて

いる人の85%は雇用労働者なんです。ただ、非正規とかで被用者保険に入っていない人たちがいるんですが、これが本来すべて被用者年金に入れば、85%の人たちは、この被用者年金のOBということでカバーできるはずなんです。もともと自営業である人たちは、国保の世界でずっとやっていくというふうに考えておりますが、なかなか突き抜け方式についての賛成意見が少なく、今回の高齢者医療見直しでも、連合としてはそういう意見を出しましたけれども、政府が出した報告書にはそれが盛り込まれなかったということはちょっと残念であります。

以上でいいですか。

【亀井】 ありがとうございます。

河野さん、お話しになりますか。それとも、もしお二人ご意見あれば、それぞれいただいてからお話ししましょうか。

【階】 連合さんの14ページの下の方なんですけれども、一番下に民主党の提言している最低保障年金のゴールがあって、それに行く過程を図にしているのではないかと思いますけれども。先ほどの無年金者問題に対応するために、我々、一番下の、所得が低くて年金保険料を全然納めない人にも最低保障7万円を支給するという姿にしているんですね。ただ、この場合、逢見さんもおっしゃるように、モラルハザード問題というのがありまして、多分、その一手手前の真ん中の図だと、所得比例年金を必ず何がしか保険料を納めていないと基礎年金がもらえないということで、ここまではモラルハザードが生じない仕組みなんだと思うんですよね。この真ん中から下に行くところ、そんなに違いはないように見えるんですけども、実は大きな質的な違いがあると思っております。この真ん中から下に行くときに、どういうふうにそのモラルハザード問題を解決するのか。それはまさに我々民主党の案が抱えている問題なんですけれども、そのあたりについて、連合さんの見解、真ん中から下に行くときに、どういう発想の転換をされているのかというのを教えていただけますか。

【亀井】 じゃ、すいません、逢見さん、お願いします。

【逢見】 まさに14ページの最終型と中間段階、ここがやっぱり発想の転換が必要なんです。基礎年金というのは、社会保険料方式でやっているわけですから、そこに受給権というのが発生します。保険料を納めた分に見合ったものが支給されるということですから、納めていなければもらえないというのが保険の原理なんですね。その中で、実はクローバック方式を入れようということで、基礎年金の中で所得の高い人については減額し

ていく。これは所得比例年金とトータルでやったときに、落ちるということではなくて、増え続けていくんです。そのために所得比例年金のカーブを少し上げてやらなければいけないんですが、そういうことによって、基礎年金の中で減額があるということをお納得してもらおうというのが、第1段階のプロセス。

そして、自営業者に所得比例年金を入れる。これも、実は自営業者の所得をどうやって捕捉するのか。特に職業によっては非常に変動が激しい職業があるわけですね。例えば漁業をやっている方は、今年は魚がたくさんとれたけれども、翌年は全然不漁だったというようなこともあるわけで、こういった人たちの所得比例というのをどうするかというのは、非常に大きな課題なんです。そういうものをつくっていったとして、それで、それを合わせていく。そして最低保障年金になったときには、これは税でやるものですから、受給権というものは発生しない。そこで最低保障に完全に移行できる。そこでは、まさに所得比例を補完する税方式の年金というふうに位置づけられますから、そういうことでこの逆転した図になっているわけですね。ここは民主党さんのイメージと一致するものがあると思います。ただ、その間に、やっぱりかなり長い移行期間を持っていかなければいけないという課題があります。

【階】 大体その移行期間というのは、先ほど2025年までというお話をされていたんですが、この図で言えば、この下の図は25年までという話ではないということ。

【逢見】 完成型としてでき上がるのは、40年ぐらいかかるだろうということです。

【亀井】 ありがとうございます。

今の議論、幾つか論点が、実はものすごく大事な話は論点が錯綜しているような気がしているんですが、まずそもそも河野さんが指摘をされたところで「現行制度というのは持続可能なかどうか」、あるいは、「この国の人口構造が変わっていく中で、今の現行制度というのは耐えられるかどうか」というのは、結構大事な論点のような気がするんですね。これは堅持せざるを得ないのではないかという日商さんのお立場があれば、一方で、連合さんのほうからは、いやいや、それは無理だろうというようなお話がある。河野さんは、そういう問題提起をされた以上は、多分現行では無理だろうというお立場だと思います。そこら辺は、お二人、いかがでしょう。白石さん、お願いします。

【白石】 すいません、遅れて参りました愛媛の白石と申します。

まず現行制度で耐えられるかどうかということなんですけれども、今のままでは、まずサービスを受けている人が満足していない、医療、介護、年金。医療も、お医者さんが少

ない。介護、施設に入りたいけれども入れない。年金、これだけじゃ暮らせない。こういうことで、現在の制度はがたがたであるのにもかかわらず、それを支える財源が十分ではないということでもあります。今の一般会計でいっても、国債分を除いても70兆円、そのうちほとんど40兆円が国債であるということですね。ですから、これはまず満足されていないサービスを支える側も、財源のほう为抓手りしていない。そして、これからのことを考えたら、この10年が勝負だと思います。今でさえ高齢化率、日本は23%、世界一であります。それが団塊の世代がどんどんリタイアして行って、これが急速に3割にこの10年でなってくる。その後はプラトーになると思うんですけども。そうすると、今のがたがたの制度であっても、財源がそれに追いついていかない。加えて、この現在の社会保障制度でいいのか、我々が目指す国というのは一体何だったんだろうという根っこのところを考えなければいけないと思うんですね。

それで、私は、これからの国というのは、生活に困っている人をちゃんと助ける国づくりだと。生活に困っているときに、ちゃんと助ける国でなければならないと思うわけがあります。そうすると、今の社会保障制度を充実させた上で、しっかりとそれに財源を持っていくということだと思います。そうすると、例えば、75歳以上の特別視を改めるということなんですけれども、これは当然のことであって、一番困っているところでもあります。病気にもなりやすい。実際、65歳以下の医療費というのは、トータルで16万です。75歳以上になったら80万です。とてつもなく医療費がかかります。でも、我々はそういうところにしっかりと手を当てていく。経済成長がこれから大きく伸びない中で、我々は国づくりのあり方として、限られた所得を分かち合う、こういうことを考えないといけないわけであると思います。

あと、医療・介護と年金とどちらを重視すべきかということなんですけれども、これはちょっと分けて考える必要があって、年金とか、例えば失業手当とか子ども手当、これは所得の再配分であります。一方、この医療・介護というのは、リアルなサービスであって、これを供給するということが非常に重要になってくるということで、どちらが重要だと言ったら、両方とも重要だと思います。

【亀井】 階さん、どうぞ。

【階】 現行制度では成り立たないというのは、私は繰り返し申し上げていると思うんですが、やはり納付率が6割という中で、残りの4割の人はどうやって老後を生計を立てるんだという問題があると思っています。今のままでは、その6割の人たちの老後は賄え

るかもしれませんがけれども、4割の人たちは、結局、河野先生おっしゃるように、生活保護に頼らざるを得ないという根本的な問題がある。なので、みんなが納められるようにするにはどうしたらいいか。そこで私どもは所得比例の保険料を払い、それに見合った年金をもらう。ただし、所得が少なくて保険料が少ない人には、補足的に最低保障年金を支払うという仕組みであれば、先々透明ですので、幾らもらえるかわかりますので、皆さん保険料を納めるんじゃないか、能力に応じて納めるんじゃないか、こういうふうに思っているんです。

【亀井】 ありがとうございます。

今白石さんからお話があったところ、私、ここは、見ていらっしゃる方も含めて、どういう意見なのかというのを、ぜひ今日いらっしゃる皆さんのご意見を伺いたいと思っていますんですけれども。今の社会保障の問題というのは、財源が今少なすぎて問題になっているのか、それとも、仕組みのほうの問題だから問題だということなのか、これは皆さんどっちだとお考えですか。これは両方の問題だと言っちゃえばそれまでなだけけれども、どっちのウエートが大きいとお考えなのか、それぞれのご意見を伺いたいんですが、仕組みのほうが大きき問題だと思っていられっしゃる方、どうぞ。

会場の方も聞きましょうか。会場の方も含めて伺います。仕組みのほうがより大きな問題だと思っていられっしゃる方、はい。いや、むしろ財源のところの手当てのほうの問題なんだという方、はい。なるほど。

じゃ、パネラーの方お願いします。国会議員の方と、それぞれお二人とお願いします。仕組みのほうの問題のほうがより深刻なんだ、大きいんだと思う方、はい。なるほど。財源のほうの問題がより大きいんだという方、はい。ああ、なるほど、おもしろいですね。

じゃ、仕組みのほうと答えた河野さん、その理由は何ですか。

【河野】 究極的には財源の問題に収れんしちゃうんですけれども。つまり、仕組みが信頼できないから保険料を払わない、あるいは、収入が低くて免除される、免除されると、その分年金が減額されてしまう、そういう仕組みの問題があるから、この年金では結果として老後の保障にはなり得ない、そういうところなんだと思うんです。

必要な金額というのは、それはもう必ず何万人の高齢者がいれば、幾らの年金が最低必要なんだ、それをどうファイナンスするかというのは、これは出ているんですが、今はその必要な金額が出ていない。それはなぜかという、仕組みのところ引っかかって、あなたには受給権がないから出しませんよと言って、これは無理やり、ある面、そこを抑え

てきた。ところが、年金でこぼれた人はみんな生活保護に行くわけですから、結局、そこへ出さざるを得なくなる。と、それだけ行政コストがかかる。今のやり方を堅持しようというのは、1つは、特別会計という別なポケットという既得権を残しておきたい厚労省と、年金と生活保護が別な財布になっていますよという縦割りの問題、そういう仕組みまで考えると、これは仕組みの問題と言わざるを得ない。

【亀井】 階さん、逆でしたよね。

【階】 そんなに違わないとは思いますが、私が財源と言ったのは、そもそも社会保障費を赤字国債で賄っているというところがやっぱり本質的に問題であると。その上で、やっぱり仕組みというものも考えていかなくてはいけない。両方必要なんだと思います。

【亀井】 ありがとうございます。

なぜこれを聞いたかと言いますと、今の政府でやっている集中検討会議がすごく財源偏重的になっていないかなという気が私はするんです。これはそれぞれまたぜひご意見いただきたいなと思っているんですが、これは新聞報道ですし、あれ、公になっているので、インターネットでも見ることもできるんですけれども、与謝野大臣は、国民年金、共済年金、厚生年金の一元化も無理、それから最低保障年金もできない。民主党の人、ほんとうにこれを黙っていてよいのかどうか、私は不思議ではないんですけれども。そういう中で、でも、消費税はとにかく急がなきゃいかん、こういうふうに与謝野大臣はおっしゃったというふうに伝えられています。

そういう中で、今の財源だけという話にどうも議論がなっている。たしか民主党はそうじゃなかったはずなんです。もともと前回の総選挙では、そもそも仕組みを変えて、かつ財源も必要であれば、そこは手当てをしますよと、こういう形で訴えられて、総選挙も参議院選挙もたしか闘われたように私は認識をしています。マニフェストでそう国民と約束をされた。それにもかかわらずそういう話が出てくるというのは、私からすると、この議論、国民の皆さんの理解をほんとうに得られるのかなと懸念しております。ここら辺のところをぜひそれぞれのご意見をいただきたいなと思っているんですが、これは民主党さんからいきましょうか。白石さんからいきましょう。

【白石】 それは、やはり目指すところはあるんだけど、財源、これ、結局、根本的な税制の見直しをせざるを得ない、これが非常に困難であるということを見越した上で発言だと思います。妥協的なところを言ったんじゃないかなと思うんですね。あまりに

も今税収が少ないわりに、支出が多い。このギャップを解消するだけでも、消費税、相当上げないといけない。これ、今の社会保障制度ががたがただ。これからもっと充実させようという議論の前の段階でも、非常に今財源不足である。加えて、いろんな社会保障を整えていく、年金にせよ、医療・介護を整えようとしたら、さらにそれに輪がかかる、さらに高齢者が増えるということで、段階論を言ったんだと私は思います。

【亀井】 ありがとうございます。

階さん、いかがでしょうか。

【階】 財源の問題と言いましたけれども、イコール消費税増税というところまでは言っていないわけでして、私が考えているのは、保険料の負担を減らすということと、それに伴って国民の広い意味での負担は減るわけですから、それに見合う分を消費税として別途負担してもらい、ネットするとプラス・マイナスでゼロになるのではないかと、こういう考え方をしております。

なぜ保険料を減らせるかと言いますと、やはり207兆円という特別会計・一般会計トータルで使い道を見直すという中で、その特別会計の中には年金の保険料なども含まれています。そういうところも見直して、そこで減った分は国民の皆様になんか新たな形での負担をお願いしてもいいのではないかとということなので、財源が足りないからすぐそのまま消費税増税という話ではなくて、特別会計を見直して、そこでなるべく浮かせるものは浮かせて、それで国民の懐が少し楽になった分を別な形で負担をお願いする、そういうような2段階ぐらいのステップで考えるのがいいのではないかと考えていますけれども。

【亀井】 ありがとうございます。

河野さん、いかがでしょう。

【河野】 事業仕分けさんざんやってあのていたらくですから、何かやると財源が出てくるということはもう考えないほうがいいと思います。

話を簡単にするために、年金に絞って言うと、必要な財源はこれだけある、今の財源はこれです、この差額をだれかが負担しなきゃいかん。保険料でやれば、それはもう現役しか負担をする人がいません。それでは多分もたない。消費税にすれば、消費分に応じて税を負担していただく。結果として、収入に応じて負担をしていただく。高齢者であっても、持てる人はその分負担をしていただくということになりますから、やはり消費税でやらざるを得ないんだと思います。

それから、先ほど無年金の問題のところ、今まで払った人のただ取りになっちゃうと

いう議論がありましたけど、例えば今の国民年金、3号被保険者と呼ばれる人たちは、全く保険料を払わないんです。それでも満額の年金がもらえる。同じ専業主婦であっても、だんなさんがサラリーマンでなくて自営業の方だと、そうはならない。この差をどうするのか。これはもう合理的な説明は全くできません。今、国民年金の保険料が未納になっている分、厚生年金から基礎年金に拠出金というフィクションで、厚生年金からぶったくっているというのが今の現実で、何で天引きされてちゃんと納めているサラリーマンの年金保険料が国民年金の穴埋めに使われなきゃいかんのか。これもそういうフィクションをつくってお金を流用しているからという以外に説明がありません。

ですから、過去のものをそのまま継続して将来に行くことに何か意味があるかという、それを言い出したら、そういう不公平を全部直せるかという、これは直せない。やっぱりどこかの段階でえいやで線を引いて、ここからこういう年金制度で行くぞという決断をどこかでせざるを得ないという状況に私はなるんじゃないかと思います。

【亀井】 ありがとうございます。

逢見さん、高橋さん、それぞれご意見あれば、ぜひいただきたいんですが。

【逢見】 亀井さんの質問が、制度の問題なのか、財源の問題なのかと、二者択一で迫られると、私は制度の問題というふうに答えましたけれども、もちろん、財源の問題もないわけではない。私の資料で5ページのスライド9というところに、社会保障の「給付と負担」と財政の現状というのがあります。これはいろんなところで使われている資料なので、国会議員の先生方はよくご存じだと思いますが。現在、社会保障給付費105兆円のうち、年金に53兆、医療に32兆、これを賄う保険料と国庫負担の関係がその右ですが、保険料で58.7兆、国庫負担で27.8兆。この国庫負担は、国の一般会計という中で見ますと、歳出の中で社会保障関係費が27.3兆円使われている。これは国債や地方交付税を除いた、いわゆる一般歳出で言うと51%、半分以上が社会保障関係費なんですね。それだけウエートが高まっているんですが、それに見合う税はどうなっているかという、消費税9兆6,000億、所得税12兆6,000億。実は今発行されている特例公債から、後代負担という形で、要するに次世代にツケを回して社会保障関係費がつくられているということなんですね。こういうことが繰り返しできるかと言ったら、じゃ、もう次世代の人たちはそのツケを払いきれなくなる状況が来るわけですから、今でもこういう形では持続可能性がないという点で言うと、財政的にも問題がある。

しかし、それだけではなくて、制度としての持続可能性も問われている。これは、例え

ば若者の中に年収200万以下しか稼げないという、一生懸命働いても200万円にもならないという人たちがたくさんいるわけです。こういう人たちも年金や社会保険料を払わなきゃいけないんですが、そうした少ない金額でしか払えない人たちが1,000万近くいて——1,000万というのは、これは若者だけではない。しかし、そういう貧困という問題が出ているときに、今の制度のままでやっていけば、その人たちが老後生活を送るときに、あるいは必要な高齢者になったときの医療サービスを受けるときに、十分なサービス提供を受けられるかということ、そうはなかなかいかないだろう。今の制度を続けていっても、いろんな課題が出てくるということから、財源の手当てのこともやらなければいけないけれども、制度そのものについての大幅な見直しもやっていく必要があるということだと思います。

【亀井】 ありがとうございます。

高橋さん。

【高橋】 仕組みの問題なのか、財源の問題なのかということから言いますと、やはり両方あるのかなと思います。

仕組みの問題につきましては、先ほど来のいろいろお話がございましたけれども、我々としては、やはり社会保険方式、どうしても自助・共助というのも繰り返しますが、これが今の国のあり方といいましようか、ここまで考えると必要ではないかと。あまりにも税に頼る、公的な負担に頼るといのは、やはり躊躇する必要があるのではないかと思います。

それで、特に基礎年金の全額税方式の問題につきましても、先ほど来のいろいろお話ございましたんですけれども、実現可能性の問題、実現性の問題から言いますと、移行の手続き時間とか、いろいろお話がございます。それから、給付と負担のバランス、どう明確化させるのかとか、こういったところがいま一步よくわかりません。

それから、年金制度の一元化につきましても、いろいろ大変な問題を抱えておりますけれども、それ以前に、何と言いましても、なぜそのメリット、一元化をする必要があるのかというニーズの問題ですね。それぞれの歴史があって今の状況になっているわけがございますけれども、我々としては一応現行のままでいって、枠組みは残して、ただ、いろいろ改善すべき点、先ほどから幾つか申し上げておりますけれども、どうしても改善すべき点はたくさんあると思いますので、そこは一つ一つ議論して見直していくということになるかと思っています。何につけ、バランスを持って考える必要があるのではないかと思います。

【亀井】 どうぞ。

【河野】 年金の一元化というのは、これはもう避けて通れないんだと思うんですね。これだけ頻繁に職業が変わる世の中になっているわけですから、年金そのものがポータブルでなければ職業の変化に耐えられない、そういうことなんだと思います。

なおかつ、共済年金と厚生年金の一元化というのは、同じような仕組みであっても、共済年金のほうがはるかに優遇されているということを考えると、やはりそこは厚生年金にきちんとレベルをまず合わせていただいて、そして、自営業の方であっても、必要な部分はきちっと保険料を払って、保険料比例で年金が戻ってくるという仕組みをつくらざるを得ないだろうと。サラリーマンの方は、何らかの形で国が終身保障をする保険料比例のものがあるけども、自営業の方はないんですよというわけには、これはいかないんだと思います。自営業の方は最後まで収入があるからということで国民年金になったのかもしれませんが、平均寿命が80歳近い、あるいは、女性の場合80を超えているというときに、じゃ、80歳まで自営業の方がほんとうに働けるかと言えば、そんなことはないわけで、平均寿命が延びてきたということと、それから、それだけ仕事が変わる、そういう時代になれば、それはもうすべての人が同じ年金制度にやっばり入るという前提で制度をつくっていかざるを得ないんだと思います。

それから、保険料と税というのは何が違うかという、それはもう強制的に払って下さいよという意味で言えば、保険料も税も同じです。ただし、保険料は、もらったら、それに給付の権利が年金で言えばついてくる。それがほんとうにどこまで必要なのか。最低限の最低保障をする年金まで給付の権利をつける必要があるのか、それに見合う行政コストを払う必要があるのかと言えば、少なくとも最低保障年金に関しては、給付の権利というよりは、そこは所得が一定以上の場合にクローバックすればいいわけですから。そうすると、保険料か税なのかというのは、実はそこに関して言えばあんまり意味がない。むしろ、どうやって行政コストを下げ、その財源をいただくかということにすれば、消費税でやるのが一番コストが安い、そういうことだと思います。

【亀井】 ありがとうございます。

今お話が出た中で一元化の問題を少し議論したいなと思っているんですけども。先ほど一元化については、日商さんのほうからは、まだそのメリット・デメリットがよく見えないというご意見がありました。一方で、連合さんからは、まずは被用者年金、特に国民年金の中の約7割だったと思うんですけども、7割が本来被用者で、本来厚生年金に入

らなければいけないんだけど、国民年金の加入を余儀なくされている方というのがたくさんいらっしゃいます。この方々をまず厚生年金に加入させるというのが、まず最初におっしゃった第1段階。その上で、厚生年金と共済年金というのは、これは公務員と民間の格差というのが、もともと共済年金は恩給だからという考え方はあるのかもしれませんが、ここがそもそもおかしいだろうという中では、ここは一元化する。連合さんはそういうお話だったと思うんです。その上で、国民年金との一元化を第2段階でというようなお話だったかと思うんですが、ここら辺のところについて、それぞれ国会議員の皆さんの意見、今河野さんの意見はいただきましたので、それぞれお二人、意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【白石】 一番最初に戻るんですけども、生活に困った人をちゃんと……。

【亀井】 ちょっとごめんなさい。その話は後でしますので、一元化の話。

【白石】 それを考えたら、やはり余裕がある人、所得や資産について余裕がある人に負担をいただいて、困っている人にそれを配分していくということになるわけでありまして、今困っている人というのは、国民年金でしか生活できない人、あるいは、その期間が不足無年金になっている人、これからそういう人がどんどん出てくる。そういうことであれば、やはり厚生年金、共済年金の方々にご負担を願って、一元化して、そして、生活に困っている人、憲法上もありますけれども、こういった人を助ける、そのためにコスト、負担をお願いするということになると思います。

【亀井】 ごめんなさい、今のお話だと、共済年金と厚生年金の人が、その人たちの負担をするということなんですか。多分、連合さんがおっしゃったのは、多分、そもそも厚生年金に入れていないのが問題なんだから、この人たちにまず資格を与える、そういうことですよ。

【逢見】 そうです。

【亀井】 今のはそういう話？ ごめんなさい、連合さんがおっしゃっていることと微妙に違ったような気がしたんで、そこだけ確認したいんですが。

【白石】 これから給付がされる方々に負担を願って、今国民年金で生活に困っている人にあてがっている、そのための一元化であります。

【亀井】 ありがとうございます。

階さん、お願いします。

【階】 連合さんが言われているのは、非正規の方が厚生年金に入れないのは問題です

ということですよ。確かにそのとおりで、逆に言うと、保険料負担を使用者側が減らすために非正規が増えているということも言えるわけで、だから、そこはイコールフットィングといいますか、すべからく雇われている人に対しては被用者年金に入ってもら。そのためには、やはり今までのような厚生年金の保険料を免れるためにいろいろ事業者もやっているわけですが、歳入庁という構想も我々民主党では出していますけれども、そういう仕組みも必要なのではないかと思います。

【亀井】 ありがとうございます。

この問題、多分、非常に大事なところで、今の国民年金が、実はもともとは農家の方であるとか、あるいは事業主の方であるとか、そういう方を念頭に置いてつくっていたのが、実はもう半数以上がそういう方でない方が加入されているという、やっぱり実態面での問題。ただ今、階さんからご指摘ありましたけれども、経営者がそこを抜けるために、おまえは年金加入はさせないんだみたいなことが実態として起きているんだと。多分、ここの問題を改めていかなければいけないんだということなんだと思います。ここは多分やらなきゃいけない話だと思います。

その上で、これ、念のため確認なんですけど、共済年金と厚生年金って、ある意味、共済年金ってやっぱり相当優遇された立場にあるんじゃないかなと私は認識しているんですけど、これはそれぞれ多分、特に連合さんにおいては両方のお立場があるんだと思うんですけど、これは一元化ということで、それはよろしいんですよ。

【逢見】 現行、保険料率の差はありますけれども、しかし、制度としては非常に近いものがありますので、一元化することによって不都合は生じない。ただ、昔の恩給部分が共済にはついているという部分があって、この恩給部分は、別途切り離しても、そこはそこで手当てするというので、割り切ることは可能だと思います。

【亀井】 ありがとうございます。

その中で、もう一つ、先ほど白石さんから出た中で、これから少しその話に入っていきたいと思うんですけども、これから議論したい話は、セーフティネットの話、そして、その前に、年金の議論がこの前の議論以来、ここは何とか合意できそうだということですので、医療・介護のところはそれぞれスタンスがあるから、ここはちょっとまた別の場にしていきたいと思うんですけども。年金のところでは、最低保障年金、あるいは、何て言うんでしょうね、これ、言い方が私はわからないんですけども、やむをえず年金保険料を納められなかった方、この方に対して、どういうふうに社会が手当てをしていく

のかというところは極めて大事なポイントなんだと思うんですね。現に今、無年金の方がいらっしゃる、あるいは低年金の方がいらっしゃる。一方で、年金を一生懸命払った人と、払わないで生活保護になった人が、その公平性が担保できないという話がある。

このところについては、税で見るのか、保険料で見るのか、同じだと先ほど河野さんがおっしゃいましたけれども、これについては、お二人はどういうふうなお考えでいらっしゃいますか。

【階】 河野さんの考えているプランというのは、私も金融機関にいたので、わかりやすいなと思っているんですね。要するに、保険の中でも年金の保険というのは、民間の保険というのは、多分、10年なら10年という給付期間が決まっています、それを前提にして保険料が決まる。ところが、公的年金の場合は、その期間が何年になるか、長生きする人もいれば、短命の人もいるということで、決まらないので、そのぶれの部分をカバーし合うというのが保険の趣旨だと。そのぶれの部分を保険という制度でカバーしようというわけですから、そこは年金の計算の仕方もあるんでしょうけれども、私は保険料というものでカバーできるんじゃないかと思えますけどね。

【亀井】 ただ、もともと保険料を払っていなかった方、この部分の対応というのは、要は、例えばこの議論で言うと、先ほどあった連合さんの資料が非常にわかりやすいと思うんですが、このところで言うと、ちょうど最終型になったときの最低保障年金のこの部分というのは、これは税で見るというふうにおっしゃっているわけですね。自分で負担できるものは赤い部分で（連合の資料参照）、それは払っている分についてはちゃんともらえるんだけど、現役時代も含めて、なかなか思うように保険料を払いたくても払えなかった方がいらっしゃる。この部分は、その払えなかった方の対応としての多分最低保障年金というか、無年金対策というか、低年金対策ということなんだと私は理解しているんですけども、ここら辺については、これは税でという理解でよろしいんですか。

【階】 すいません、ちょっと誤解していました。この青い部分の話をされているわけですね。青い部分のところは税でという考え方だと思います。

【亀井】 ありがとうございます。

白石さん、いかがですか。

【白石】 そうですね。

【亀井】 ありがとうございます。

多分こういう話で、それぞれいろんな意見があって、今日は日商さんは保険という形で

あって、あるいは、今日は河野さんじゃない自民党の人、例えば、今まで第1回に来られた田村憲久さん、こういった方々は比較的ここは保険料で。ただし、これは自民党も公明党も既に出されていますが、低年金対策等々については、これは一部税でやらざるを得ないねというようなお話がありますし、さらには、今まで出ているところでいけば、例えば、ここはそもそも年金ではなくて、給付付き税額控除、これから納税者番号制度ができて、さらにそこに乗っかってくる制度としての給付付き税額控除というような制度があって、ここにはそういう形で所得税を戻してあげる形に対応するんだ、マイナスの所得税という形で対応するんだと、こういうような政策論がいろいろと出ているんだと思うんです。

多分、そこはしっかり考えていかなければいけない中で、今日最後にぜひご議論したいなと思っているのが、前回もご指摘があったんですけども、そもそも今回、税と社会保障の抜本改革をやるんだと、菅総理はそうおっしゃっています。それにもかかわらず、どうも聞こえてくるのは税率の話であったり、消費税をどうするのかという話であったり、あるいは、せいぜい聞こえてきて、年金と医療と介護でとどまっている。私の論点整理ペーパーもあえてそこまでで止めているんですが、でも、社会保障ってほんとうにそうなんだろうか、社会保障の範囲というのはもっと広い意味が多分あるんだと思うんですね。今日も日商さんからそれぞれそれ以外の分野についてもお話がありましたし、連合さんについては7つの分野、さらに言えば、セーフティネットという言葉もありました。先ほど、最後は刑務所まで行ってしまうという、大変これは重い問題提起——私も最初にこのペーパーを見たときに、何年か前ですけども、これは大変重い問題提起だなと私は思っているんですけども、こういった分野について、ぜひ最後に時間をいただいて、議論をさせていただきたいと思うんですけども。

本来こういう議論が行われて、どこまで社会保障の範囲として考えていくのか。これだけのことをやるのだから、これだけのコストがかかる。だから、消費税なのか、所得税なのか、あるいはほかの税なのかかわからないけれども、国民の皆さんに負担をお願いしますというのが本来の議論のあるべき姿でなければいけません。その間に、国会議員の定数削減があるのか、ほかの議論がどういふのがあるのかわかりませんが、国会議員も痛みを伴うべきみたいな感情論ではなくて、これだけの社会保障、お互いに生きていくのにみんなでこういうふうに行っていきましょうというような議論があるべきなんじゃないかなと思うんですが、それもどうも私は見えてこないような気がするんですね。ここら辺について、ぜひ、まず国会議員のそれぞれのご意見をいただきたいんですが、白石さん、い

かがでしょうか。

【白石】 では、2つ。

やはり税金のことが出るのは、現状の社会保障制度であれ、莫大な恒常的な赤字であって、それが借金で埋められている。もう時間がだんだんなくなっているということだと思います。それで、消費税だけではなくて、私は、所得に余裕がある人だけではなくて、資産に余裕がある人にご負担願えないかなと。固定資産税がありますけれども、金融資産課税というのを検討すべきではないかなと。加えて、やはり相続税ですね。これについても、やはり考えていく。個人の金融資産のうち、3分の2は55歳以上の年配者が持っているということでもあります。やはり年配者でも格差がある。余裕のある方に、資産の面でご負担願えないかなということですね。これが1つ。

2つ目は、先ほどおっしゃった社会保障の範囲ですけれども、おっしゃるとおり、失業手当、あるいは社会福祉、障がい者等、生まれながらにして恵まれなかった方々、そして子ども手当もあると思います。加えて、教育も一つだと思います。今日本はGDP比5%弱ぐらいの教育費しか出せていません。アメリカ、北欧諸国は7.5%です。加えて、その中で私費の部分が非常に多い。先ほどおっしゃった年収200万円以下の方々が増えてきている。これはやっぱり国としての教育を施していない、国の責任じゃないかというふうにも思うんですね。やはりグローバルな経済競争の中で、付加価値のあることをしなければ、同程度の他国でもらっている給料とだんだんサイオウセされてくるわけですから、それでちゃんと所得が出るような教育も含めて、私は社会保障だと思います。

【亀井】 ありがとうございます。

階さん、いかがでしょう。

【階】 連合さんの資料では12ページ以下に7つのメニューが挙がってしまっていて、子ども・子育てについては、今新子育て支援のシステムを4月ぐらいにはつくるだろう。あと、社会的セーフティネットは、求職者支援法をつくるということで、もう既に具体策が出ている。あと、年金はちょっと飛ばすとして、医療保障についても、これは私も具体的にそんなに勉強しているわけではないんですが、これも検討が進んでいる。高齢者福祉についても進んでいると思います。障がい者についても、今障がい者の支援のためのいろんな会議もしていますし、7番目の居住保障というところについては、まだそんなには議論は進んでいないのかもしれませんが。

問題なのは、やっぱり年金制度が、喫緊の課題として、国庫負担割合を2分の1に上げ

るという法律上の義務があるんですけども、これについてどうするのかという課題がある中で、年金と消費税の問題というのがクローズアップされている嫌いがありますけれども、民主党政権としては、基本的に社会保障全般に目配りして、今までよりもより手厚いといえますか、かゆいところに手が届くというか、そういう形で検討は進んでいるのではないかなと思いますけれども。

【亀井】 ありがとうございます。

やっぱりちょっと気になるのは、私は、税と社会保障制度の抜本改革だったか、税・社会保障制度の抜本改革だったか、何という名前か正式には覚えていないんですけども、集中検討会議で、かつ、菅総理は何度も何度も国会において、予算委員会において、この「税と社会保障制度の抜本改革」をなし遂げるというふうにおっしゃっているんですね。これは今日は七百数十分の2名しか今は残っていらっやいませんし、与党の国会議員さんは何人いるのか、私、よくわからないんですけども、三百数十名分の2名しかやっぱりいない。2名ばかり強調して申しわけないんですけども。ここはぜひ私は、少なくとも政府・与党においては「税と社会保障制度の抜本改革」なんだというところの議論の機運というのはぜひつくっていただきたいなというふうに思っております。

そうでないと、何を申し上げたいかという、やっぱり国民の皆さんから見て、何がよくなるのか、あるいは何が改善されるのか、自分のところで目に見えるべきものが見えない中で、負担ばかりが強られるようにどうしても見えてしまって、なかなか国民的合意を得にくいのではないかなと思うんです。いざ選挙で——次の選挙がいつあるか私はわかりませんが、その話をしたときに、結局、消費税率を上げるだけの話なんだろう、財政足りないからだと、そういう話になりかねない。これはやっぱり極めてこの国にとって、私はよいことではないのではないかなというふうに考えて、そういう意味で、河野さんが、彼は6時～8時のつもりだったらしくて、8時に予定を入れてしまったらしいんですけども、帰ってしまわれましたけれども、これは野党も大きな責任があつて、そこにやっぱりかつて与党としてやってきたわけですから、ここはしっかりと議論におつき合いいただかなければいけないし、協議に応じていただかなければいけないのかなと思っております。

今日いろいろと議論をさせていただいた中でも、幾つかの合意点、あるいは、今までのところに加えて、もう少し議論が深まったところはあるのではないかなと考えております。今日の議論の最後のところで、ぜひそれぞれの国会議員さんにもご意見をいただきたいな

と思っているんですけれども、この税と社会保障制度の抜本改革を進めていく上で、何をしっかりと見ていくべきなのか、それぞれご意見をいただければと思います。

まず、日商の高橋さんからいただければと思います。よろしくお願いします。

【高橋】 税と社会保障の問題ですが、順番から言いますと、私ども、社会保障制度改革と税、税財源というような感覚でおります。最初に何%の消費税ありきとか、あるいは、いつから上げるとか、こういったような考え方はとらないということでございまして、やはり改めて幾ら必要なのか、今の仕組みで何が悪いのか、これはじっくり点検する必要があるのかなと思います。財政的には極めて厳しいということはあるかもしれませんが、それにまけてまたタイミングを逸してしまうということはまずいかなと思います。

それから、もう一つ、先ほどの税方式云々の話もございますけれども、抜本改革というんでしょうかね、抜本抜本といいたいまいしょうか、それを追求することによって逆に改革が遅れている、この20年間、社会保障制度改革につきましても極めて停滞しているという声もございますけれども、そういったところもあるのかなと。我々は自助と共助というところを強調しておりますけれども、これは、そういった意味からも十分尊重されるような考え方ではないのかなと思います。

それから、もう一つ、セーフティネットといいたいまいしょうか、社会保障の範囲、分野の問題でございますけれども、我々としては、今特に注目されています高齢者の3分野、年金・医療・介護、ここの話と、それから、先ほどもちょっと触れましたが、子ども手当等のその他の分野のもの、これはやはり相当感覚を変えて考える必要があるのではないかと思います。子育て等につきましても、ぜひこれは全額公的負担でやるべきであろうというふうに思います。これはまさに税にびったりした分野ではないかと思います。我々は高齢者分野中心に、ここは保険方式ということでございますので、そういった観点としましては、大分異なって考える必要があるのかなと思います。

いずれにしても、社会保障、広く、いろんな意味でたくさんございますけれども、これはそれだけ今の時点で余裕があるのかどうかというのは根本的に思っておりまして、これも相当優先順位をつけて考える必要があるのかなというふうに思っております。

以上です。

【亀井】 ありがとうございます。

逢見さん、よろしくお願いいたします。

【逢見】 亀井さんから、この一体改革で一体何をやるのかという提起がなされました。

実はそこはまだ人によってちょっと認識の違い、ずれがあるということだと思います。その認識のずれの一つとして、2009年3月に公布された所得税法一部改正法の附則104条という問題があって、参考までに、この104条ってどういうことが書かれてあるかというのをちょっと申し上げますと、そのまま条文を読みますと、政府は、基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引き上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成20年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成23年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この附則104条に忠実に——これは前政権のときに成立した法律なのですが、もちろん、これは政権交代しても、現政権もこの法律に縛られているわけですね。これを忠実にやろうとすると、基礎年金、今は2分の1、まだこの安定財源ができていないので、この措置、それから、年金、医療、介護と少子化、この部分しかメニューがないんですね。これを平成23年度までにやらなきゃいけないということなので、そこだけをやるのが今回の一体改革の目的だと、附則104条どおりにやると考えれば、それ以外のメニューは入ってこないんです。

ただ、我々は、それではこの間起こってきている、いろんな雇用や社会の変化の中で起こってきている問題に十分対応しきれない。そこで、社会保障の分野として、居住保障とか、そういうものも入れた7つを社会保障のカバーすべき分野として掲げて、そのために必要な給付金額を見通して、その財源措置も考えるべきだというふうに思っておりまして、この認識はちょっとまだずれがあって、その辺をどうするかということも含めて、これから検討していかなければいけないんだというふうに思っています。

【亀井】 ありがとうございます。

白石さん、階さんの順で行きましょうか。白石さん、どうぞ。

【白石】 これからの向かう国の姿というのを、まず合意をとることだと思います。私は、生活に困った人をちゃんと助ける国づくりということでもあります。それであれば、社会保障制度、このままではだめだと。充実させ、それにちゃんと税源をつけていって、余裕のある方にご負担願うということでもあります。これが1つ。

もう一つ、それと企業活動との関係ですけれども、企業について、社会保障の負担を押しつけるというのは、グローバルスタンダードにとどめるべきだと私は思います。だからこそ、企業は市場に即応した経営ができ、競争力をつけてもらい、それによって原資を稼

ぐことができるということですね。

階さんも私も、昔、長銀におりました。長銀は、破綻しかけるまで人員整理せず、給料も下げず、いわゆる従業員の社会保障を引き受けたまま危機に突入したわけですね。やっぱりそれではだめで、企業に——また、JALもある意味そうだと思います。そういう社会保障的なものを企業に押しつけるのではなく、それはグローバルスタンダードにしておいて、国がしっかりとセーフティネットを引き受けるということだと思います。

【亀井】 ありがとうございます。

階さん、最後をお願いします。

【階】 抜本改革という以上は、やっぱりトータルで見直さないと抜本にはならないんだろうなと思います。ただ、そんなに4月とか6月までに社会保障の全体像を示せるんだろうかというのは、私も当初そういうプランが菅総理から出たときも、ちょっと素朴な疑問として思ったわけです。ですから、やっぱり優先順位をつけて、まずは年金制度はほころびが目立つので、かつ、この間から議論していますと、野党の皆さんとも合意が得やすい分野だというふうに私は思いましたので、まずはそこについて一定の結論を得るところから始めてはどうだろうかと思っています。ですから、段階的にこれはやっていくべきで、4月までに抜本改革全部という話ではないと思います。

【亀井】 ありがとうございます。

今、逢見さんから附則104条の話が出ました。これは極めて大事な話で、これは自民党政権、麻生政権のときですね。麻生政権のもとで、これは附則104条というものが可決をされて、今もこの法律は生きています。確かに税と社会保障の抜本改革という話が菅総理から出たときに、周辺の担当大臣、あるいは、例えば藤井副官房長官等々の発言からは、附則104条を自民党というのは自分たちで採決しておいて何なんだと、こういうようなお話があったように私は記憶をしています。

さはさりながら、これまでお話があったとおり、あの後に、さらに深刻化した部分というのは、多分、幾つかあるんだと思うんです。そういう中で、税と社会保障の一体改革、附則104条って、国会議員はわかっていると思う——わかっている人もいるかもしれませんが、ほとんどわかっていると思うんですが。でも、国民の皆さんに、附則104条があるから税と社会保障の抜本改革はこの範囲なのよというふうに言っても、現行のもとでは多分ご理解いただけないのではないかな、そこがすごく私は政治においては大事なことなんじゃないかなと、このように考える次第であります。

今、階さんから現実的なお話がありましたけれども、まずは合意できるところからやっ
ていくというのは、私はすごく大事なところだと思いますし、その中でも、多分、こうい
うものもあるし、こういうものもあるし、そこは忘れていないんだよというようなことを
政治がきちんとメッセージを出していくことが、この一連の、菅総理がどうだろうが、政
局がどうだろうが、そこは私は極めて大事なポイントだし、ここでほんとうにうまくいか
ないと、あと何年また時間がかかってしまうか、今もお話ありましたけれども、わからな
いわけでありますから、その思いでこの討論会をずっとやっておるわけでありますけれど
も、ぜひそういったところは政治の場でまたいろんな形でご発言いただき、また、いろん
な方々にお声がけをいただければなど、このように考えておる次第であります。

本日お話をいただきました日商の高橋様、そしてまた、連合の逢見様、最後まで残って
いただいた、今回は2名になってしまいました。次回はどうなるんだろうとほんとうに心
配なのでありますけれども、この2名の国会議員の皆さん、4名の方にそれぞれ拍手をい
ただければと思います。(拍手)

ありがとうございました。次回、第4回になります。あと、4、5、6と、あと3回、
少なくともこの第1クール——第2クールはあるかわかりませんが——やらせていただき
ます。第4回討論会につきましては、東京大学大学院教授でいらっしゃいます伊藤元重さ
ん、そして、東京財団上席研究員であります森信茂樹さん、このお二人に、マクロ経済の
立場から、あるいは税の立場から、それぞれご専門の立場から、この税と社会保障制度の
抜本改革をめぐる論点についてご提示をいただき、そしてまた、国会議員の皆さんとご議
論させていただきたいと思います。次回は3月1日18時から、6時からでございます。
どうぞよろしく申し上げます。

本日はこれにて散会させていただきます。ありがとうございました。(拍手)

— 了 —